

生活道路の法定速度が 時速30kmになりました

今年の9月から道路交通法が改正されました。
生活道路における自動車の法定速度が時速60kmから
時速30kmへと引き下げられます。

今回の改正は、中央線がない生活道路を対象としたものであり、**速度標識がある道路については、その規制速度が優先されます。**

たとえば、県道一色小久田線の保久町と中伊町との間には中央線のない道路がありますが、そこでの法定速度は時速30kmとなります。

交通ルールを守り、
安全運転に心がけましょう。



岡崎警察署
保久駐在所
☎ 0564-58-0110
内線 546

愛知県でアジア競技大会 とアジアパラ競技大会が開催されています

○ 第20回アジア競技大会

令和8年9月19日（土）～10月4日（日）

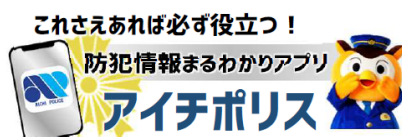
○ 第5回アジアパラ競技大会

令和8年10月18日（日）～10月24日（土）

世界的に注目を集めるアジア・アジアパラ競技大会の開催に伴い、国内外から多数の人が訪れるほか、マラソン等の路上競技開催の影響により、会場周辺道路が渋滞することが予想されます。

愛知県警察では、安全かつ円滑な大会運営の確保のため、警戒警備を強化するほか、大規模な交通規制を行います。

県民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。



App Store
からダウンロード



Google Play
で手に入れよう

ダウンロードはここから

※本アプリは無料で利用できますが、ダウンロード及び利用時にはデータ通信料がかかります。
※Apple及びAppleのロゴは、米国およびその他の国で登録されたApple Inc.の商標です。
※Apple Storeは、Apple Inc.のサービスマークです。
※Google Play及びGoogle Play ロゴは、Google LLC の商標です。